

平成15年度

狛江市保健事業実績概要

狛江市健康福祉部健康課

目 次

I 狛江市の概要

1 位置及び面積	1
2 人口構成	2 - 3
3 健康課の組織及び事務分掌	4
4 事業予算の概要	
(1)歳 入	5
(2)歳 出	6

II 事業の概要

1<予防事業>

(1)感染症予防	7
(2)百日咳・ジフテリア・破傷風三種混合予防接種	8
(3)ジフテリア・破傷風二種混合予防接種	9
(4)急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種	10
(5)麻疹予防接種	11
(6)風疹予防接種	12
(7)日本脳炎予防接種	13
(8)高齢者インフルエンザ予防接種	14
(9)結核検診	15
(10)エイズ予防・啓発	16

2<成人保健事業>

(1)健康手帳の交付	17
(2)健康教育	
①健康教育	18
②リハビリ教室	19
③自主グループ育成	20
(3)健康相談・保健栄養相談	
①一般健康相談(フロアー健康相談)	21
②保健栄養相談	22
③集団がん検診結果個別相談	23
(4)健康増進事業	24
(5)基本健康診査(市民ミニドック)	25
(6)胃がん検診	26
(7)子宮がん検診	27
(8)乳がん検診	28
(9)肺がん検診	29
(10)大腸がん検診	30
(11)骨密度測定	31
(12)訪問指導	32
(13)在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療	33

3<母子保健事業>

(1)母子健康手帳	34
(2)健康教育	
①ママパパ学級(母親学級母性科)	35・36
②プレパパ学級(母親学級母性科)	37
③育児学級(母親学級育児科)	38
④ぽっかぽか広場(母親学級育児科)	38
(3)母と子のすこやか訪問事業	39
(4)母子栄養強化	40
(5)歯科相談	41
(6)3～4か月児健康診査	
①健康診査(一般)	42
②乳児精密健康診査	42
(7)1歳6か月児健康診査	
①健康診査(一般)	43
②精密検査及び心理相談	44
③歯科健診	44
(8)いるかグループ[1歳6か月児心理経過観察(グループ指導)]	45
(9)3歳児健康診査	
①健康診査(一般)	46
②視力検診	47
③聴覚検診	47
④精密健康診査(一般)	47
⑤視力検診精密健康診査	47
⑥聴覚検診精密健康診査	48
⑦歯科健診	48
(10)くじらグループ[3歳児心理経過観察(グループ指導)]	49
(11)育児相談	50
(12)ことばの相談	51

4<その他事業>

(1)休日診療事業	
①休日応急診療所	52
②休日応急歯科診療所	52
③休日診療薬局	52
(2)飼い猫不妊・去勢手術費助成	53
(3)狂犬病予防注射	54
(4)粕江市まなび講座	55
(4)健康課職員講師派遣依頼	
①健康教育	56
②健康相談	56

I 狛江市の概要

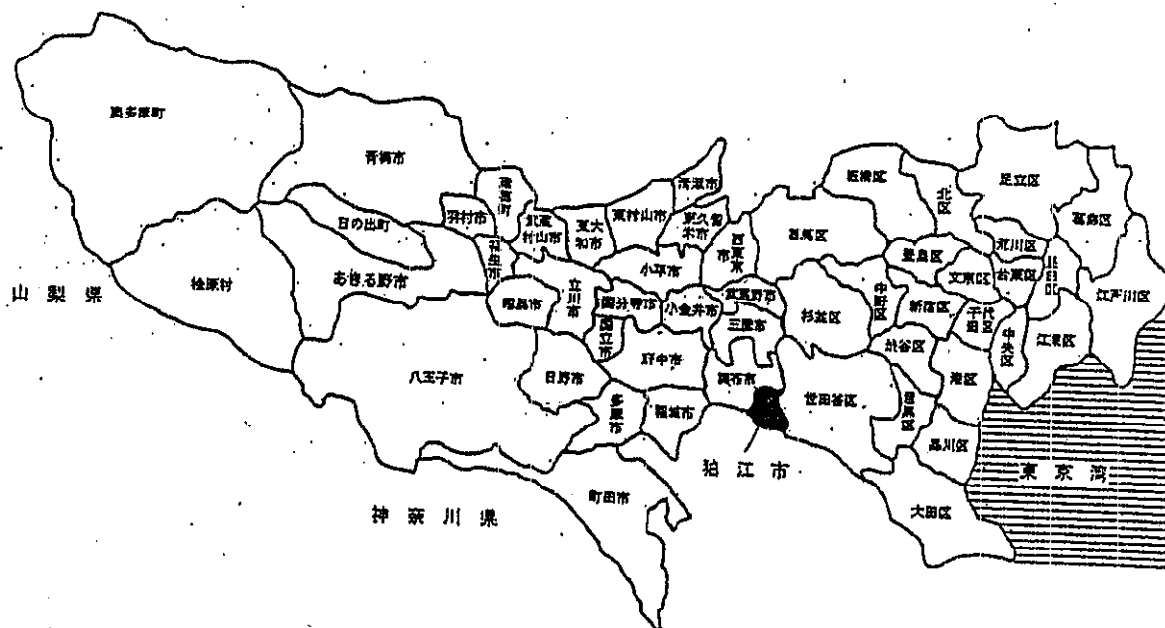
1 位置及び面積

狛江市は、新宿から南へ約 14 km、電車（小田急線）で約 20 分の位置にあり、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しています。

市域は、東西 2,094m、南北 3,066mで面積は、6.39Km²と全国でも埼玉県蕨市、鳩ヶ谷市について3番目に小さな市です。

地形はほとんど平坦ですがやや西高東低、北側台地から南側多摩川沿岸低地にかけて、わずかに傾斜しています。

狛江市の位置



2 人口構成

①人口・世帯の推移

(1月1日現在)

年		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
世帯数		34,521	34,838	35,376	36,054	36,294
人口	男	36,943	36,979	37,250	37,606	37,496
	女	36,722	36,762	37,013	37,552	37,743
	計	73,665	73,741	74,263	75,158	75,239
対前 年比	増減数	122	76	522	895	81
	率(%)	0.17	0.10	0.70	1.21	0.11
人口密度		11,528	11,540	11,622	11,762	11,774
一世帯当り人員		2.13	2.12	2.10	2.08	2.07
面積 (Km ²)		6.39	6.39	6.39	6.39	6.39

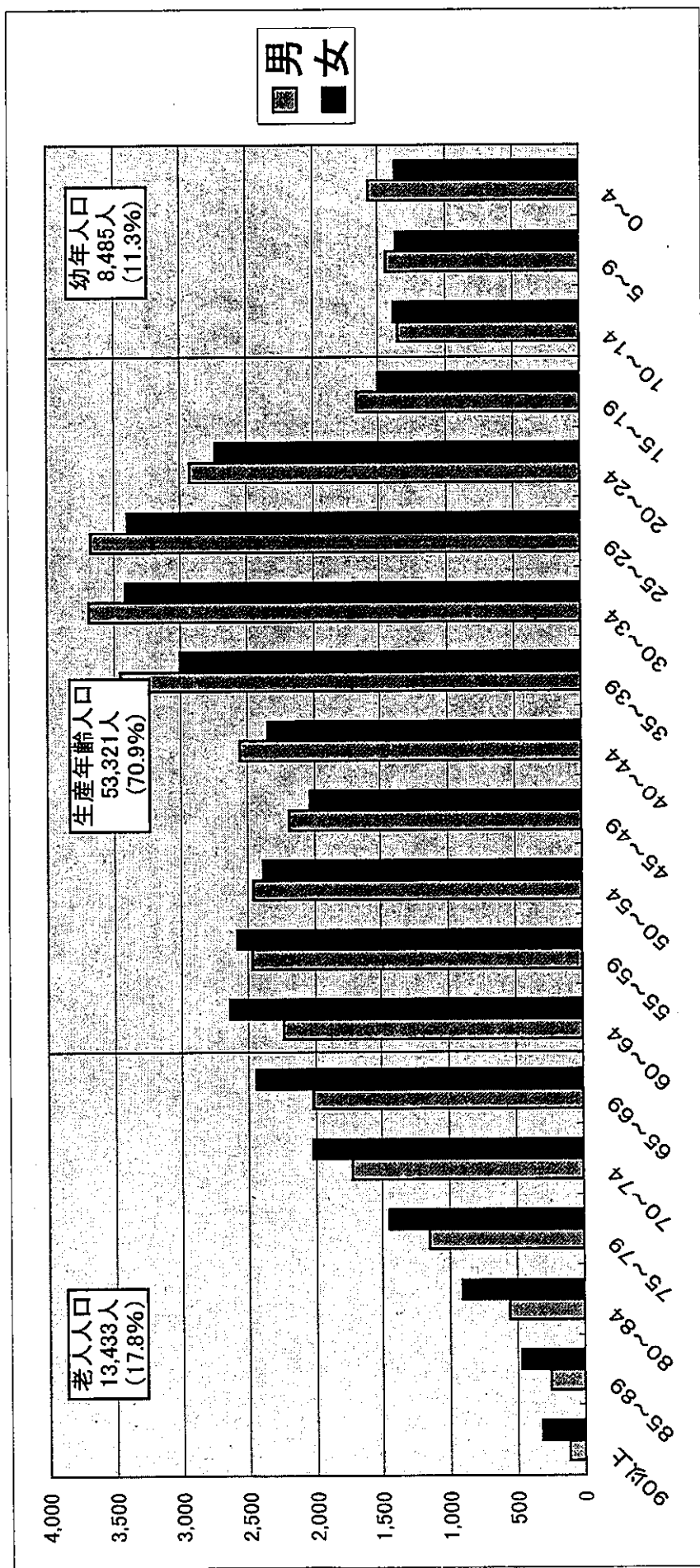
②年齢(3区分)別人口の推移

(1月1日現在)

年		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
総 数	総数	73,665	73,741	74,263	75,158	75,239
	男	36,943	36,979	37,250	37,606	37,496
	女	36,722	36,762	37,013	37,552	37,743
0 ～ 14	総数	8,235	8,202	8,325	8,508	8,485
	男	4,188	4,158	4,251	4,355	4,361
	女	4,047	4,044	4,074	4,153	4,124
15 ～ 64	総数	54,185	53,730	53,566	53,760	53,321
	男	27,772	27,601	27,558	27,619	27,304
	女	26,413	26,129	26,008	26,141	26,017
65 才 以上	総数	11,245	11,809	12,372	12,890	13,433
	男	4,983	5,220	5,441	5,632	5,831
	女	6,262	6,589	6,931	7,258	7,602

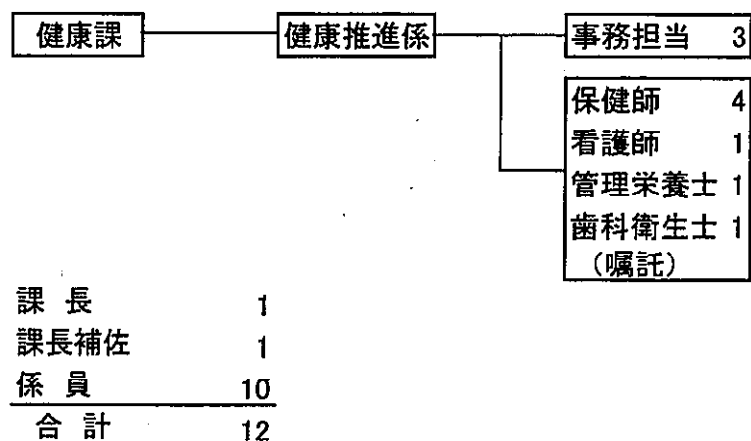
③年齢別男女人口の推移（平成16年1月1日現在）

	90以上	85～89	80～84	75～79	70～74	65～69	60～64	55～59	50～54	45～49	40～44	35～39	30～34	25～29	20～24	15～19	10～14	5～9	0～4	計
男	121	259	557	1,152	1,726	2,016	2,234	2,467	2,458	2,189	2,554	3,451	3,689	3,672	2,924	1,666	1,353	1,439	1,569	37,496
女	321	469	906	1,445	2,021	2,440	2,636	2,578	2,383	2,035	2,345	3,003	3,413	3,394	2,730	1,500	1,385	1,366	1,373	37,743



3 健康課の組織及び事務分掌

①健康課の組織図



②事務分掌

- ・健康管理施策の企画、調査及び実施に関すること。
- ・予防接種、感染症予防及び結核予防に関すること。
- ・母子保健指導に関すること。
- ・栄養改善指導に関すること。
- ・畜犬登録及び所有者の判明しない犬猫等の公示に関すること。
- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会及びその他の医療機関等との連絡調整に関すること。
- ・あいびあセンター及び健康相談所の維持管理に関すること。
- ・その他保健衛生に関すること。
- ・課内の庶務に関すること。

4 事業予算の概要

(1) 歳入

区 分	当初予算額(円)	決算額(円)
総務使用料	5,000	5,160
1. 市役所内等公衆電話使用料	5,000	5,160
衛生使用料	1,400,000	1,807,800
1. 保健センター使用料	1,400,000	1,807,800
総務費手数料	0	40
情報公開制度に基づく写しの交付手数料	0	40
衛生手数料	2,032,000	2,026,440
1. 狂犬病予防事務手数料	2,032,000	2,026,440
衛生費国庫負担金	18,904,000	17,690,075
1. 老人保健事業費負担金	18,246,000	17,036,201
2. 母子保健衛生費負担金	658,000	653,874
衛生費都負担金	20,337,000	18,634,430
1. 老人保健事業費負担金	18,246,000	17,420,804
2. 感染症予防事業費負担金	175,000	0
3. 乳幼児健康診査事業負担金	1,548,000	836,773
4. 母子歯科保健事業費負担金	368,000	376,853
民生費都補助金	9,083,430	16,145,000
1. 高齢者いきいき事業補助金	2,247,000	1,698,000
2. 介護予防地域支え合い事業補助金	6,836,430	14,447,000
衛生費都補助金	22,247,000	21,905,511
1. 定期予防接種費補助金	16,258,000	15,774,505
2. 老人保健事業任意事業補助金	337,000	264,006
3. 休日歯科診療補助金	3,327,000	3,327,000
4. 育児等健康支援事業補助金	533,000	800,000
5. 乳幼児健康診査事業補助金	387,000	206,000
6. 母子歯科保健事業補助金	1,405,000	1,534,000
衛生費委託金	4,000	290
1. 狂犬病予防事務等交付金	1,000	290
2. ウイルス肝炎精密検診事業の実施に係る業務委託金	3,000	0
雑入	1,245,000	3,014,863
1. あいとびあセンター電話使用料	36,000	38,910
2. 雑入	1,209,000	2,975,953
①公衆電話手数料	1,000	0
②施設提供等に係る費用弁償収入	614,000	604,570
③ワークインたまがわ施設使用料・光熱水費	479,000	497,502
④インフルエンザ予防接種費	115,000	418,500
⑤ガラス修繕費	0	577,500
⑥定期予防接種費	0	877,881
合 計	75,257,430	81,229,609

(2)歳出

事業名	当初予算額(円)	決算額(円)
一般事務費	1,028,000	1,014,394
あいとぴあセンター管理運営費	98,469,000	100,183,255
健康相談所管理運営費	5,941,000	4,877,309
健康づくり推進協議会関係費	330,000	189,000
母子栄養強化	142,000	24,748
健康診査	145,225,000	142,650,753
健康教育	1,050,000	956,201
健康相談	436,000	366,465
訪問指導	8,000	1,197
1歳6か月児歯科健康診査	1,567,000	1,551,927
1歳6か月児健康診査	2,844,000	2,685,711
母子保健事業関係費	33,772,000	31,955,982
飼い猫不妊・去勢手術助成	570,000	570,000
保健衛生事業協力補助金	2,476,000	2,476,000
健康づくり市民のつどい	119,000	118,191
老人保健施設ベッド確保	2,938,000	2,937,065
機能訓練	12,644,000	11,606,000
訪問看護ステーション事業運営費助成	1,000	0
定期予防接種	58,479,000	59,615,810
結核検診	3,607,000	3,429,502
感染症予防	276,000	30,922
在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療	4,216,000	3,247,070
休日診療所等関係費	33,066,000	33,003,393
健康増進	21,073,000	20,929,764
狂犬病予防	623,000	605,957
かかりつけ歯科医定着促進	279,000	164,073
合 計	431,179,000	425,190,689

Ⅱ 事業の概要

1＜予防事業＞

(1)感染症予防

根 拠	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
目 的	市内に感染症が発生した場合、粕江調布保健所の指示で患者の居宅内外や所持品・衣類等を、市が消毒を実施することで、感染症の拡大を予防する。
対 象	感染症に感染及び発病した者
消毒時期	随時
消毒場所	患者の居宅(室)及び立ち回り先
協力機関	粕江調布保健所

(単位:人)

年 度	赤痢	腸チフス	パラチフス	コレラ	腸管出血性大腸菌	合 計
11						0
12						0
13	1		1		2	4
14						0
15						0

(2)百日咳・ジフテリア・破傷風三種混合予防接種

根 拠 予防接種法

対 象 生後3か月～7歳6か月未満

実施時期 通年実施

実施場所 狛江市医師会予防接種実施協力医療機関他

実施方法 1期初回・・・3～8週間の間隔で3回(各0.5ml)皮下接種

1期追加・・・1期初回終了後、6か月以上経過後1回(0.5ml)皮下接種

周知方法 個別通知(標準的な接種年齢対象者)、市広報

(単位:人)

年 度	区 分	第 1 期 初 回			第1期 追 加	合 計
		第1回	第2回	第3回		
11	通知人員	558	558	558	728	2,402
	予診人員	618	648	627	621	2,514
	接種人員	583	619	591	591	2,384
	接種率%	104.5	110.9	105.9	81.2	99.3
12	通知人員	616	616	616	536	2,384
	予診人員	627	607	635	592	2,461
	接種人員	592	572	608	562	2,334
	接種率%	96.1	92.9	98.7	104.9	97.9
13	通知人員	617	617	617	593	2,444
	予診人員	655	656	616	597	2,524
	接種人員	624	628	588	575	2,415
	接種率%	101.1	101.8	95.3	97.0	98.8
14	通知人員	638	638	638	605	2,519
	予診人員	633	654	643	551	2,481
	接種人員	612	629	615	535	2,391
	接種率%	95.9	98.6	96.4	88.4	94.9
15	通知人員	599	599	599	620	2,417
	予診人員	624	618	614	603	2,459
	接種人員	598	591	593	584	2,366
	接種率%	99.8	98.7	99.0	94.2	97.9

(3) ジフテリア・破傷風二種混合予防接種

根 拠	予防接種法
対 象	11歳～12歳(基礎免疫完了者)
実施時期	通年実施
実施場所	柏江市医師会予防接種実施協力医療機関他
実施方法	1回(0.1ml)皮下接種
周知方法	個別通知(小学6年生)、市広報

(単位:人)

年度	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
11	558	359	341	61.1
12	574	347	338	58.9
13	531	345	343	64.6
14	566	339	334	59.0
15	555	322	319	57.5

(4)急性灰白髄炎(ポリオ)予防接種

根 拠 予防接種法

対 象 生後3か月～7歳6か月未満

実施時期 6月、10月、2月

実施場所 粕江市保健センター

実施方法 6週間以上の間隔で2回(各0.05ml)経口投与

周知方法 個別通知(標準的な接種年齢対象者)、市広報

(単位:人)

年度	区 分	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
11	第 1 回	651	622	570	87.6
	第 2 回	580	594	560	96.6
	合 計	1,231	1,216	1,130	91.8
12	第 1 回	684	676	638	93.3
	第 2 回	645	550	512	79.4
	合 計	1,329	1,226	1,150	86.5
13	第 1 回	638	683	641	100.5
	第 2 回	614	674	640	104.2
	合 計	1,252	1,357	1,281	102.3
14	第 1 回	630	752	732	116.2
	第 2 回	628	693	670	106.7
	合 計	1,258	1,445	1,402	111.4
15	第 1 回	587	619	598	101.9
	第 2 回	610	673	649	106.4
	合 計	1,197	1,292	1,247	104.2

(5)麻疹予防接種

根 拠	予防接種法
対 象	生後12か月～7歳6か月未満
実施時期	通年実施
実施場所	狛江市医師会予防接種実施協力医療機関他
実施方法	1回(0.5ml)皮下接種
周知方法	個別通知(標準的な接種年齢対象者)、市広報

(単位:人)

年 度	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
11	504	644	592	117.5
12	500	631	590	118.0
13	484	600	573	118.4
14	650	664	624	96.0
15	527	633	600	113.9

(6)風疹予防接種

根 拠	予防接種法
対 象	幼児一生後12か月～7歳6か月未満
実施時期	通年実施
実施場所	狛江市医師会予防接種実施協力医療機関他
実施方法	1回(0.5ml)皮下接種
周知方法	市広報、個別通知(12か月児)

(単位:人)

年度	区 分	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
11	幼 児	458	582	556	121.4
	※1小学生	399	133	127	31.8
	※2中学生	541	163	161	29.8
	計	1,398	878	844	60.4
12	幼 児	468	551	533	113.9
	小学生	0	19	18	—
	※2中学生	532	147	145	27.3
	計	1,000	717	696	69.6
13	幼 児	449	599	570	127.0
	※3経過措置者	217	81	79	36.4
	計	666	680	649	97.4
14	幼 児	630	632	609	96.3
	※3経過措置者	0	37	36	—
	計	630	669	645	102.4
15	幼 児	527	632	621	117.8
	※3経過措置者	0	76	76	—
	計	527	708	697	132.3

※1 小学生で90ヶ月以下の者(H11年度まで実施)

※2 12～15歳(中学2年生・H13年11月まで実施)

※3 昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生れた者(H15年9月30日まで実施)

(7)日本脳炎予防接種

根 拠	予防接種法
対 象	1期 初回 生後6か月～7歳6か月未満(標準接種年齢 3歳) 1期 追加 初回接種終了後1年の間をあげ 生後6か月～7歳6か月未満(標準接種年齢 4歳) 2期 9歳～12歳 3期 14歳～15歳
実施時期	5月、6月、7月
実施場所	狛江市医師会予防接種実施協力医療機関他
実施方法	基礎免疫 各0.5ml, 3歳未満 各0.25ml ①1期 初回 1～4週間の間隔で2回皮下接種 ②1期 追加 初回接種完了後概ね1年をおいて1回皮下接種 追加免疫 ①2期 小学校4年生(9歳) ②3期 中学校2年生(14歳)
周知方法	個別通知(3歳、4歳、小学4年生、中学3年生)、市広報

(単位:人)

年度	区 分	通知人員	予診人員	接種人員	接種率%
11	幼 児	1,473	1,509	1,456	98.8
	小学生	543	369	364	67.0
	中学生	627	244	243	38.8
	合 計	2,643	2,122	2,063	78.1
12	幼 児	1,514	1,510	1,465	96.8
	小学生	544	392	388	71.3
	中学生	562	242	236	42.0
	合 計	2,620	2,144	2,089	79.7
13	幼 児	1,607	1,549	1,494	93.0
	小学生	514	367	358	69.6
	中学生	558	227	226	40.5
	合 計	2,679	2,143	2,078	77.6
14	幼 児	1,633	1,618	1,556	95.3
	小学生	513	389	381	74.3
	中学生	566	267	266	47.0
	合 計	2,712	2,274	2,203	81.2
15	幼 児	1,113	1,602	1,568	140.9
	小学生	529	401	397	75.0
	中学生	593	314	310	52.3
	合 計	2,235	2,317	2,275	101.8

(8)高齢者インフルエンザ予防接種

根 拠 予防接種法

対 象 ①接種時65歳以上の者

②接種時60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に

日常生活が極度に制限される程度の障害を有する者

実施時期 10月、11月、12月

実施場所 粕江市医師会予防接種実施協力医療機関他

実施方法 1回(0. 5ml)皮下接種

周知方法 市広報

(単位:人)

年度	市内接種	市外接種	計
13	2,150	2	2,152
14	2,869	175	3,044
15	3,874	238	4,112

(9)結核検診

根 拠	結核予防法	
目 的	結核予防法に基づき、市民を対象に胸部レントゲン撮影による結核検診と、生後3か月～48か月未満の乳幼児を対象にツベルクリン反応検査及びBCG接種を実施し、結核の早期発見と予防に努める。	
対 象	①予防接種	生後3か月～48か月未満の乳幼児
	②胸部レントゲン	15歳以上の市民(学生・生徒を除く)
実施時期	ツベルクリン・BCG	5月、7月、9月、12月、1月、3月
	胸部レントゲン	5月、7月、9月、12月、1月
実施場所	狛江市保健センター	
実施方法	検査機関(菊野台クリニック)に委託	
周知方法	個別通知(生後3か月～48か月未満の乳幼児)、市広報	

ツベルクリン・BCG接種者

(単位:人)

年 度	対象者	接種者	判定者	BCG接種者
11	609	630	621	606
12	614	623	605	593
13	631	650	638	624
14	619	617	610	607
15	606	636	632	622

レントゲン直接撮影(平成9年度まで間接撮影)

(単位:人)

年 度	受診者	異常なし	要精密	要経過観察	要治療
11	274	266	10	24	0
12	161	138	4	19	0
13	134	110	4	20	0
14	151	86	13	52	0
15	163	88	10	65	0

(10)エイズ予防・啓発

根 拠	感染症予防法
目 的	エイズのまん延防止のため、正しい知識の普及を図り、 感染予防のための方法・啓発を行い、誤解や偏見の 除去に努める。
対 象	中学生以上 成人式に出席した新成人
実施方法	啓発ポスター等の掲示、小冊子の配布など。
実施時期	通年

年 度	事 業 内 容
11	・パンフレットの配布 エイズQ & A ・啓発用品配布 エイズの時代をともに生きる(カット絆創膏)
12	・パンフレットの配布 エイズ時代を生きる若者たちへ エイズを正しく知るために
13	・パンフレットの配布 エイズ時代を生きる若者たちへ エイズを正しく知るために
14	・パンフレットの配布 エイズと生きるためのQ & A ともに生きるためにみんなでエイズに取り組もう
15	・パンフレットの配布 エイズと生きるためのQ & A ともに生きるためにみんなでエイズに取り組もう

2<成人保健事業>

(1)健康手帳の交付

根 拠	老人保健法
目 的	医療の記録、健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、 訪問指導等の記録により、生活習慣病の予防及び老後に おける健康の保持と適切な医療のための知識の普及・啓発。
対 象	①老人保健法による医療を受けることができる市民 ②上記以外の40歳以上で希望する市民
実施時期	通年
実施場所	狛江市保健センター及び市役所窓口
実施方法	窓口にて交付
周知方法	市広報

(単位:人)

年 度	対象者数	交付数 (枚)	40～64歳	65歳以上
11	35,120	2,254	298	1,956
12	35,479	1,815	924	891
13	34,063	1,528	579	949
14	36,409	1,914	493	1,421
15 ✓	36,895 ✓	816 ✓	470 ✓	346 ✓

(2)健康教育

①健康教育

根 拠	老人保健法
目 的	生活習慣病の予防や健康の保持・増進のため、健康に関しての正しい知識を普及することにより、市民の「自らの健康は自ら守る」という認識を高める。
対 象	市民
実施時期	年間計画により実施
実施場所	粕江市保健センター
周知方法	市広報・健康ガイド

(単位:人)

テ ー マ	開催日数(日)	参加延人員
ワンプoint栄養教室「バランス食」	2	27
一人暮らしの栄養教室	6	47
講演会「肝炎」	1	20
転ばない体づくり教室	13	226
ワンプoint栄養教室「野菜」	2	34
高脂血症	3	49
家庭介護者教室	7	83
ワンプoint栄養教室「朝食」	1	18
糖尿病教室	5	38
講演会「高脂血症」	1	20
ワンプoint栄養教室「野菜」	1	24
骨粗しょう症	3	89
ワンプoint栄養教室「カルシウム」	1	21
健康な体づくり教室	8	56

②リハビリ教室

根 拠	老人保健法
目 的	簡単な健康体操を通して健康維持、機能低下防止の実践ができるようにする。
対 象	40歳以上の市民
実施期間	月1回
実施場所	粕江市保健センター
実施方法	広報で周知し、体操、レクリエーション、個別指導及び集団指導、相談助言を行う。
周知方法	市広報・健康ガイド

参加者延人数 (単位:人)

年 度	男	女	計
11	61	61	122
12	75	35	110
13	62	33	95
14	33	21	53
15	25	24	49

③自主グループ育成

根 拠	老人保健法
目 的	生活習慣病の予防や健康の保持・増進のため、健康に関しての正しい知識を普及することにより、市民の「自らの健康は自ら守る」という認識を高める。
対 象	健康教室参加後に結成された自主グループ
実施期間	年間計画により実施
実施場所	狛江市保健センター他
周知方法	健康教室開催時他

やすら木会(生活習慣病予防) (単位:人)

年度	開催回数(回)	参加延人員
15	9	53

しらたま会(一人暮らしの栄養教室)(単位:人)

年度	開催回数(回)	参加延人員
15	7	52

むつみ会(家庭介護教室卒業者)(単位:人)

年度	開催回数(回)	参加延人員
15	6	50

チコリの会(在宅介護者の会) (単位:人)

年度	開催回数(回)	参加延人員
15	12	179

(3)健康相談・保健栄養相談

①一般健康相談(フロアー健康相談)

根 拠	老人保健法
目 的	保健師などが心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導 や助言を行い、家庭での健康管理に役立てる。
対 象	市民
実施時期	毎月第1、第3金曜日
実施場所	狛江市保健センター・各地域センター・郵便局
実施方法	保健師、栄養士、歯科衛生士、薬剤師による個別指導
周知方法	市広報・健康ガイド

(単位:人)

年 度	実人員	延 相 談 人 員	相談内容内訳					実施回数 (回)
			保健相談	栄養相談	歯科相談	薬の相談	育児相談	
11	249	287	225	45	8	9		24
12	250	293	226	63	2	2		24
13	266	327	253	62	7	5		24
14	255	291	238	43	1	2	17	23
15	214	256	174	44	14	2	22	24

②保健栄養相談

根 拠	老人保健法
目 的	保健師・栄養士が病態別に健康に関する相談に応じ、 必要な指導や助言を行い、家庭での健康管理に役立てる。
対 象	基本健康診査を受けて、医師より生活指導、栄養指導が 必要と指示された者
実施時期	毎月第2金曜日
実施場所	粕江市保健センター
実施方法	保健師、栄養士による個別指導
周知方法	個別通知・健康ガイド

(単位:人)

年 度	対象者	実施人員	相談内容内訳		延人員
			栄養	保健	
11	385	98	93	87	180
12	398	93	87	79	166
13	454	118	107	98	205
14	443	147	140	133	273
15	424 ✓	85 ✓	74 ✓	77 ✓	151 ✓

③集団がん検診結果個別相談

目 的	保健師が、がん検診結果に関する相談に応じ必要な助言 や指導を行い、専門医療機関等への受診勧奨やがんの早 期発見や予防に役立てる。
対 象	集団がん検診受診者
実施回数	年27回
実施場所	狛江市保健センター
実施方法	保健師等による個別相談
周知方法	個別通知(がん検診結果通知に同封)

(単位:人)

年度	がん検診 受診者	実施人数	実施回数(回)
11	764	105	23
12	916	142	27
13	884	120	27
14	807	150	27
15	798 ✓	116 ✓	27 ✓

(4)健康増進事業

根 拠 粕江市保健センター管理運営規則

目 的 肥満・やせ過ぎ・高脂血症・境界域高血圧・軽度の糖尿病等で、運動指導が必要と認められた者及び運動不足により、身体機能が低下していると認められた者に、ヘルスチェック、メディカルチェック、体力測定により、個人にあった運動メニューを作成し、トレーニング指導を行い、生活習慣病予防と健康維持・増進及び運動の動機付けを図る。

対 象 運動指導が必要と認められる40歳以上の市民

実施場所 保健センター健康増進室

実施方法 火・金コース(週2回)、日曜日コース(週1回)のクラス別に3か月間午前・午後実施し、終了後フリーで各自運動を継続して行う。

1クラス定員16名

周知方法 市広報により募集(年4回)

参加者数

①健康づくりセミナーコース

延実施回数 274回、延参加人数 211人、延出席者数 3,092. (単位:人)

区分	第1期(火・金)		第1期(日曜)		第2期(火・金)		第2期(日曜)	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
実施回数(回)	25	25	12	12	21	21	11	11
参加人数	16	15	12	9	14	15	16	15
延出席者数	337	293	106	62	263	272	157	115

区分	第3期(火・金)		第3期(日曜)		第4期(火・金)		第4期(日曜)	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
実施回数(回)	19	19	11	11	25	25	13	13
参加人数	15	15	15	12	10	15	15	4
延出席者数	253	246	148	100	176	333	182	49

②健康増進室利用状況(フリー参加含む)

開催日数 288日

利用延人数 9,478人

H15

(5)基本健康診査(市民ミニドック)

根 拠	老人保健法
目 的	生活習慣病等の基本的な予防対策は『一人ひとりの生活習慣の改善が最も大切である』という観点に立ち、一次予防の充実強化のため基本健康診査を推進し、効果的な生活習慣改善指導を図る。
対 象	40歳以上の市民
実施時期	平成15年4月～15年 9月
実施場所	狛江市医師会基本健康診査実施協力医療機関
検査項目	<必須検査> 問診、身体計測、聴打診、腹部触診、血圧測定、尿検査(蛋白、糖、潜血、ウロビリノーゲン)、肝機能(GOT、GPT、γ-GPT)、血清脂質(総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール)、腎機能(BUN、クレアチニン)、尿酸、CRP、RA、血糖、 <選択検査> 心電図、眼底検査、胸部レントゲン、白血球数、貧血、血糖(HbA1c)
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
受診者数		4,798	4,867	4,800	4,869	5,000✓
年 齢	30～39	272	314	302		
	40以上	4,526	4,553	4,498	4,869	5,000✓
異常なし		1,016	971	970	969	1,258✓
年 齢	30～39	149	150	168		
	40以上	867	821	802	969	1,258✓
要 観 察		1,712	1,773	1,790	1,648	1,494✓
年 齢	30～39	75	115	89		
	40以上	1,637	1,658	1,701	1,648	1,494✓
要 指 導		399	504	457	590	598✓
年 齢	30～39	20	22	16		
	40以上	379	482	441	590	598✓
要 医 療		1,671	1,619	1,583	1,662	1,650✓
年 齢	30～39	28	27	29		
	40以上	1,643	1,592	1,554	1,662	1,650✓

(6)胃がん検診

目 的	早期に発見し治療に結びつけることは、がん予防対策上最も重要である。胃がん検診を実施し早期に発見することによってがんの予防を図る。
対 象	女性30歳以上、男性35歳以上の市民
実施時期	5月～2月
実施場所	粕江市保健センター
実施方法	胃部レントゲン撮影
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年度	受診者数	結果内訳	
		異常なし	要精密
11	650	528	122
12	752	640	112
13	757	662	95
14	715	601	114
15	732	647	85

(7)子宮がん検診

目 的	子宮がんは、早期治療を行えばほとんど治癒することから、子宮がん検診による早期発見が有効な手段である。子宮がん検診を実施し早期に発見することによって、がんの予防を図る。
対 象	女性30歳以上の市民
実施時期	5月、7月、9月
実施場所	粕江市医師会子宮がん検診実施協力医療機関
実施方法	問診、視診、細胞診(頸部及び必要に応じて体部)
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年度	受 診 者 数		細胞診による分類	
			CLASS Ⅲa以上の者	
			人 数	比率(%)
11	けい部	802	4	0.5
	体 部	358	1	0.3
12	けい部	833	0	0
	体 部	369	0	0
13	けい部	1039	3	0.3
	体 部	530	0	0
14	けい部	878	6	0.7
	体 部	449	1	0.2
15	けい部	1,152	11	1.0
	体 部	636	5	0.8

(8)乳がん検診

目 的	乳がんは、女性では最も多いがんであり、乳がん検診による早期発見と治療が重要である。乳がん検診を実施し早期に発見することによって、がんの予防を図る。
対 象	女性30歳以上の市民
実施時期	5月、7月、9月
実施場所	狛江市医師会乳がん検診実施医療機関
実施方法	問診、視診、触診
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度	受 診 者 数			結 果 内 訳	
	個 別	集 団	計	異常なし	要精密
11	688	10	698	677	21
12	752	13	765	740	25
13	929	19	948	903	45
14	803	0	803	779	24
15	1,097	0	1,097	1,057	40

(9)肺がん検診

目 的	がん死因一位を占める肺がんを、早期に発見し治療に結びつけることが、がん予防対策上最も重要である。肺がん検診を実施し早期に発見することによってがんの予防を図る。
対 象	女性 30歳以上、男性 35歳以上の市民
実施時期	集団（5月～2月 個別（6月、10月）
実施場所	集団・・・狛江市保健センター 個別・・・狛江市医師会肺がん検診実施協力医療機関
実施方法	喀痰検査(3日法) 胸部レントゲン撮影
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度	受 診 者 数			結 果 内 訳	
	個 別	集 団	計	異常なし	要精密
11	304	587	891	856	35
12	260	693	953	891	62
13	250	679	929	826	103
14	315	682	997	907	90
15	402	694	1,096	1,007	89

(10)大腸がん検診

目 的	大腸がんは、近年増加傾向にあり、早期に発見し治療に結びつけることは、がん予防対策上も重要である。大腸がん検診を実施し早期発見することによって、がんの予防を図る。
対 象	女性30歳、男性35歳以上の市民
実施時期	5月～2月
実施場所	狛江市保健センター
実施方法	便潜血検査(2日法)
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度	受診者数	結 果 内 訳	
		異常なし	要精密
11	652	607	45
12	799	725	74
13	776	729	47
14	727	684	43
15	738	713	25

(11)骨密度測定

根 拠	東京都骨粗しょう症予防対策事業実施要綱
目 的	骨粗しょう症の早期発見、早期予防を目的とし、適切な生活習慣を定着させることにより、総合的な健康づくりを図る。
対 象	女性30歳～65歳の市民
実施時期	5月～2月
実施場所	狛江市保健センター
実施方法	レントゲン撮影(DXA法)
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年 度	受診者数	要精密	比率%
11	448	127	28.3
12	535	97	18.1
13	489	88	18.1
14	416	70	16.8
15	396	75	18.9

*受診者数には、健康教育での受診者も含む

(12)訪問指導

根 拠	老人保健法
目 的	介護予防の観点から、保健師等が家庭を訪問し、本人やその家族に対し必要な保健指導を行い、心身機能低下の防止と健康の保持増進を図る。
対 象	40歳以上の市民で、介護保険の非該当者 介護予防の観点から支援が必要な者及びその家族
実施時期	通年
実施場所	訪問先家庭
実施内容	・疾病予防及び健康増進に関する指導 ・介護に携わる家族への健康相談 ・諸制度の活用方法等に関する指導 ・家庭における介護に関する指導 ・その他必要な指導
周知方法	市広報、健康ガイド

(単位:人)

年度	対象者数	訪 問 従 事 者 延 人 員					
		保健師	看護師	理学療法士 作業療法士	歯科衛生士	栄養士	合 計
11	81	90	231	240		1	562
12	40	46	14			3	63
13	14	10	11			2	23
14	11	36					36
15	11	21	7				28

(13)在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療

根 拠	狛江市在宅ねたきり高齢者訪問歯科診療事業実施要綱
対 象	65歳以上の市民で、家庭において寝たきりの状態にある者及びこれに準ずる状態にある者で、通院による歯科診療を受けることが困難な者
実施時期	通年
実施場所	訪問先家庭
実施内容	申請にもとづき、事前調査書とともに歯科医師会に訪問歯科診療を依頼する。 歯科医師会は、予診当番医により患者の訪問調査を行い、担当医を決定して治療にあたる。 一人あたりの診療回数は、3～5回以内
周知方法	市広報、健康ガイド等

(単位:人)

年度	申請者数	受診者数	訪問延回数(回)	平均回数(回)
11	13	13	※43	3.1
12	10	9	33	3.7
13	8	8	44	5.5
14	7	7	22	4.4
15	9	9	35	3.9

※前年度より新年度への繰越がある場合、訪問延回数は、3月31日迄とする。

3<母子保健事業>
(1)母子健康手帳

根 拠	母子保健法
目 的	母と子の健康を守るため、健康診査や保健指導を記録する。
内 容	妊娠中や新生児についての健康管理や注意事項、栄養の取り方 妊娠出産の状態、母胎及び出生児の経過、記録 予防接種の受け方や記録 「母と子の保健パック」は、母子健康手帳の他に、妊婦健康診査受診票 (2回分)、妊婦超音波検査受診票、先天性代謝異常等検診のお知らせ (申込書)、母親学級のお知らせ、出生通知票等が入っている。
実施時期	通年
実施方法	妊娠した者が、居住地の区市町村長に妊娠の届けをすることにより交付 される。
交付場所	健康課窓口及び市民課窓口

(単位:人)

年度	交付合計	内 訳				
		11週以内	12～21週	22～27週	28週以上	不 明
11	681	533	129	5	9	5
12	709	561	132	4	4	8
13	660	531	117	4	5	3
14	684	553	105	11	8	7
15	692	550	117	11	6	8

(2)健康教育

①ママハハ°学級(母親学級母性科)

根 拠	母子保健法、狛江市母親学級実施要綱
対 象	初産の妊婦(母親)及びその配偶者(父親)を主な対象とする。
目 的	母親、両親、婚前及び新婚の男女に対して、結婚、妊娠、出産、育児等 についての理念や親となる心構え、妊娠中の不安解消などを目的とする。 あわせて、孤立しがちな母親同士の地域での仲間づくりや、健診や予防 接種などの母子保健サービスの紹介と利用のしかたを伝える。
周知方法	母と子の保健バッグ内パンフレット、市広報、健康ガイド
内 容	半日単位、4回で1コースとする。 年10コース、金曜日に開催(土・日開催もあり) ・1回目 ①妊娠中の成立・胎児の発達・妊娠中の心の健康 ②妊婦体操 ・2回目 ①妊娠中の食事 ②妊娠中の生活・お産と産後の経過・家族計画 ③母子保健事業説明・お友達づくり ・3回目 ①歯科健診 ②妊娠中の歯の衛生・ブラッシング指導 ③食事診断の結果について ・4回目 ①赤ちゃんのいる生活 ②赤ちゃんの沐浴 ③懇談会

ママパパ学級参加状況

(単位:人)

年度	実人員	延人員	4日間終了者
11	228(15)	699(15)	127
12	209(16)	628(19)	117
13	220(42)	631(58)	122
14	253(64)	764(94)	118
15	273(63)	783(69)	148(1)

*()内は父親参加者数

妊婦歯科健康診査実施状況(ママパパ学級3日目に実施)

(単位:人)

年度	実施回数(回)	受診者数	未処置歯のある者	要補綴喪失歯のある者	歯肉炎のある者
11	10	182	117	14	94
12	10	149	69	4	85
13	10	137	63	9	64
14	10	159	91	4	66
15	10	161	67	3	55

(単位:人)

年度	歯周炎のある者	異常無しの方	要指導の方	要歯石除去の方	要精検・治療の方
11	9	27	42	90	114
12	3	24	67	60	67
13	1	22	56	57	61
14	5	33	33	56	92
15	9	36	65	6	72

②プレパパ学級(母親学級母性科)

根 拠	母子保健法、狛江市母親学級実施要綱
対 象	妊娠16週から36週未満の妊婦とその配偶者
目 的	特に父親に対して実技指導を行い、妊娠・出産・育児についての知識、関心を深めるとともに、親としての心構えを持ってもらう。 あわせて、母親の妊娠・出産・育児不安が解消できるよう支援する。 また、地域での仲間づくりの場とする。
周知方法	母と子の保健バッグ内パンフレット、市広報、健康ガイド
定 員	1回 12組 24名
内 容	半日単位で、妊婦体験、沐浴実習、育児の話、グループ作り

(単位:人)

年度	12	13	14	15
参加者	24	24	21	44

※平成15年度から年2回土曜日に実施。

③育児学級(母親学級育児科)

根 拠	母子保健法、狛江市母親学級実施要綱
目 的	母親が乳児の健康、栄養等について理解することを目的とする。
対 象	乳児と母親
内 容	保健師による育児の話し、栄養士による離乳食初期についての話と 試食を民生委員の協力により開催
周知方法	市広報、健康ガイド、乳児健康診査時等

(単位:人)

年 度	11	12	13	14	15
参加者	171	162	195	181	207
回数(回)	10	10	11	11	11

④ぽっかぽか広場(母親学級育児科)

根 拠	母子保健法、狛江市母親学級実施要綱
目 的	育児経験や地域での交流の少ない母親を対象に仲間づくりを勧めたり、地域での自主グループづくりができるよう支援する。
対 象	乳児と母親
内 容	月1回の3回コースで開催。医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員による育児の話や相談、歌、手遊び、子育ての情報交換を行う。
周知方法	市広報、健康ガイド、新生児訪問、乳児健康診査時等

(単位:人)

年 度	11	12	13	14	15
参加者	225	236	283	254	244
回数(回)	4	4	5	5	5

(3)母と子のすこやか訪問事業

根 拠	狛江市妊産婦訪問指導実施要綱、狛江市新生児訪問実施要綱
目 的	妊産婦の日常生活指導、新生児の発育・栄養・生活環境・疾病 予防等、母性の保護と乳幼児の育児及び母子保健の向上を図る。
内 容	妊産婦の自宅に、指導員(助産師等)が訪問。 母乳栄養の勧め、清潔、感染予防、疾病の早期発見。必要に応 じ、受胎調節などを指導をする。
実施時期	通年
実施方法	出生通知票にもとづき、原則として産後28日頃までに、委託し た助産師が訪問する。また訪問困難ケース、未熟児、多胎児等に ついては地区担当の保健師が訪問する。
周知方法	健康ガイド、母子健康手帳交付時

(単位:件)

年 度	訪問指導員(人)	訪問延件数
11	4	212
12	4	224
13	3	250
14	3	234
15	4	292

(4)母子栄養強化

根 拠	母子保健法
目 的	妊産婦及び乳幼児の保健の向上のためには、常に十分な栄養を摂取することが重要である。このため、妊産婦及び乳幼児の栄養の摂取に必要な援助を行う。
内 容	国の間接補助として生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯及び所得税非課税世帯に属する妊産婦又は乳幼児で栄養強化を必要とする者に、粉ミルクを支給する。支給期間は、妊婦6か月間、産婦3か月間、乳児4か月以降9か月間。
実施時期	通年
実施方法	支給を希望する者は、申請書に母子手帳を添えて健康課の窓口へ申請する。申請後、所得状況を確認のうえ決定し、粉ミルクを支給する。
周知方法	母と子の保健バッグ内パンフレット

(単位:件)

年 度	生活保護受給世帯		市民税及び所得税非課税世帯		合 計		
	妊産婦	乳幼児	妊産婦	乳幼児	妊産婦	乳幼児	計
11			2		2		2
12			4		4		4
13			4		4		4
14							0
15			4		4		4

(5) 歯科相談

根 拠	狛江市乳幼児歯科相談実施要領
目 的	乳幼児の口腔の健全な発育発達を促し、心身の健康増進に寄与することを目的とするとともに、子供の歯科保健に関する父母等の不安、悩みに応え、健全な子育てを支援する。
対 象	主に1歳3か月児～4歳までの幼児
内 容	①健康教育 ・むし歯予防教室 1歳3か月児～3歳児を対象に、歯科健康教育及び食生活と、う蝕の関係を栄養士と歯科衛生士が話し、歯みがき指導を行う。 ・卒業教室 4歳の歯科指導室卒業者を対象に、食生活の話し、歯科健康教育、歯みがき指導。 ②歯科相談 ・歯科健診 1歳3か月児～3歳児を対象に、歯科医師による歯科健診。 ・予防処置 健診の結果によりフッ素塗布、Ag塗布を行う。
周知方法	市広報、健康ガイド、乳幼児健康診査時等

(単位:人)

年 度	健康教育	歯科健診	予防処置
11	236	1,448	873
12	235	1,457	826
13	243	1,290	778
14	271	1,521	874
15	343	1,448	1,009

(6)3～4か月児健康診査

根 拠	母子保健法、狛江市乳幼児健康診査実施要綱
目 的	乳児の疾病又は異常の早期発見に努め、早期に適切な保健指導を実施し、乳児の育成を図る。
内 容	身体計測、診察、保健相談等
対 象	生後3～4か月の乳児
実施時期	毎月第2水曜日
実施場所	狛江市保健センター(精密検査は委託医療機関で実施)
周知方法	個別通知及び市広報

①健康診査(一般)

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
対 象 者		605	590	655	622	612
受 診 者		560	548	602	577	577
受 診 率 %		92.6	92.9	91.9	92.8	94.3
判 定	所 見 な し	382	396	473	498	485
	所 見 有 り	178	152	129	79	92
指 示 内 訳	指 示 者 延 数	199	170	140	96	110
	精 密 健 診	12	12	3	2	8
	受 診 (治 療) 勧 奨	5	7	13	5	5
	他 機 関 管 理 中	33	13	27	7	9
	経 過 観 察	82	74	62	60	74
	一 時 的 指 導	67	64	35	22	14
個 別 相 談	助 産 師 相 談	7	8	15		16
	栄 養 相 談	58	18	17	9	11

②乳児精密健康診査

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
受診票発行数(枚)		13	12	12	7	15
結 果 把 握 数		14	8	9	7	12
指 示 内 訳	要 治 療	3	1	5	1	3
	通院にて経過観察	5	4	2	2	6
	家庭にて経過観察	4	1			
	異常なし(正常範囲)	2	2	2	4	3
	そ の 他 ・ 不 明					

※当年度中に何らかの方法で結果を把握した受診票について集計。

当年度中の受診票発行分とは一致しない。

(7)1歳6か月児健康診査

根 拠	母子保健法、狛江市1歳6か月児健康診査実施要綱
目 的	幼児初期の身体発育、精神発達の面で標識が得やすい1歳6か月の時点において健康診査をすることにより、運動機能・視聴覚等の障害・精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見し、適切な指導を行い心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他の相談・指導を行い、幼児の健康の保持促進を図る。
対 象	1歳6か月児(1歳6か月～2歳未満)
内 容	①身体発育・栄養状況 ②身体疾病及び異常の有無 ③歯の疾病及び異常の有無 ④行動発達、言語発達の状況及び異常の有無。 ⑤予防接種の実施状況 ⑥生活習慣の自立、社会性の発達、しつけ、食事、その他 ⑦保育相談(随時)
実施時期	毎月第1月曜日
実施場所	狛江市保健センター
周知方法	個別通知及び市広報

①健康診査(一般)

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
対 象 者		587	546	605	609	627
受 診 者		519	499	549	551	565
受 診 率%		88.4	91.4	90.7	90.5	90.1
判 定	所 見 な し	408	407	397	420	432
	所 見 有 り	111	92	152	131	133
指 導 区 分	指 導 延 数	121	103	183	155	153
	指 導 助 言	47	41	67	44	53
	要経過観察	12	15	62	43	42
	要 精 密	9	7	9	13	17
	要 医 療	12	11	6	3	11
	現在治療中	41	29	39	52	30
個別相談	栄 養 相 談	68	41	55	48	39
	歯 科 相 談	117	93	191	80	45

②精密検査及び心理相談

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
精密検査発行数(枚)		13	8	11	12	14
結 果	異 常 な し	3		1	2	2
	要 経 過 観 察	5	6	7	8	7
	要 医 療		1	1	1	2
	未 受 診	5	1	2	1	3
心 理 相 談 者 数		36	35	35	34	32
内 容 (延)	言 葉 の 遅 れ	16	16	14	19	15
	習 慣	8	2			
	性 格		1	5	3	4
	行 動	8	14	15	17	16
	育 児	6	1	1		1
	そ の 他	3	1			1

※当年度中に何らかの方法で結果を把握した受診票について集計。

当年度中の受診票発行分とは一致しない。

③歯科健診

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
対 象 者		587	546	605	609	627
受 診 者		519	500	551	551	567
受 診 率 (%)		88.4	91.6	91.1	90.5	90.4
虫 歯 な し		506	481	543	540	554
	01 型	191	173	139	223	223
	02 型	315	308	404	317	331
虫 歯 有 り		13	19	8	11	13
	A 型	10	17	7	9	10
	B 型	2	2	1		3
	C 型	1			2	
不 正 咬 合 ある 者		43	45	45	50	27
軟 組 織 異 常 の ある 者		18	41	42	18	34
そ の 他 の 異 常 の ある 者		27	27	32	34	57
現 在 歯 数 (本)		7,727	7,144	7,856	7,929	8,121
虫 歯 の 総 数 (本)		47	58	30	31	35
	処 置 歯 数 (本)		10	4		
	未 処 置 歯 数 (本)	47	48	26	31	35
問 診 結 果	甘 味 食 品 を ほ ぼ 毎 日 食 べ る 習 慣 有	140	128	269	185	191
	甘 味 食 品 を ほ ぼ 毎 日 飲 む 習 慣 有	215	202	237	138	139
	就 寝 時 に 授 乳 の 習 慣 有	123	132	157	154	168

※問診結果は、受診者のうち、むし歯の危険因子の高い者の数値を示す。

(8)いるかグループ〔1歳6か月児心理経過観察(グループ指導)〕

根 拠	母子保健法第12条、狛江市1歳6か月児健康診査実施要綱
目 的	目的をもった遊び(自由遊び・集団遊び)を行い、子供同士の触れ合う機会を作り、その中で子どもの成長・発達を支援していくと同時に、母親の育児の悩みを話し合う場を設けることにより、育児不安の解消や母子関係の見直しをすることができるように支援する。
対 象	1歳6か月児健康診査終了の母子で、発達上問題があり(育児環境も含む)定期的にフォローが必要な者
実施時期	毎月2回 月曜日
実施場所	狛江市保健センター

(単位:人)

年 度	11	12	13	14	15
実施回数(回)	11	11	21	20	21
参加実人員	21	20	15	26	19
参加延人員	76	81	128	142	117

(9)3歳児健康診査

根 拠	母子保健法、狛江市3歳児健康診査実施要綱
目 的	3歳児に対する発育状況、栄養の良否、疾病の有無、歯科及び精神発達等の検査、食欲不振及び各種習癖の相談・指導、予防接種実施の確認等多角的な健診を行い、幼児の健全な育成を図る。
対 象	満3歳から4歳未満の幼児
内 容	①身体発育状況 ②栄養状況 ③脊柱及び胸部の疾病及び異常の有無 ④皮膚の疾病の有無 ⑤眼の疾病及び異常の有無 ⑥耳、鼻及び喉頭の疾病及び異常の有無 ⑦歯の疾病及び異常の有無 ⑧四肢運動障害の有無 ⑨精神発達の状況 ⑩言語障害の有無 ⑪予防接種の実施状況 ⑫その他の疾病及び異常の有無 ⑬保育相談(随時)
実施時期	毎月第3木曜日
実施場所	狛江市保健センター
周知方法	個別通知及び市広報

①健康診査(一般)

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
対 象 者		583	579	562	610	588
受 診 者		500	526	494	521	537
受 診 率 %		85.8	90.8	87.9	85.4	91.3
判 定	所 見 な し	406	464	381	435	437
	所 見 有 り	94	62	113	86	100
指 示 者 延 数		104	77	131	95	115
指 示 内 訳	精 密 健 診	26	26	29	35	41
	受診(治療)勧奨	5	4	6	2	4
	他機関管理中	12	12	22	7	22
	経 過 観 察	11	26	28	17	16
	一 時 的 指 導	50	9	46	34	32
個 別 相 談	栄 養 相 談	17	17	15	16	26
	歯 科 相 談		2	2		9
	心 理 相 談	46	49	53	37	50

②視力検診

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
受 診 者 数		500	526	494	521	537
判定結果	異 常 な し	461	493	465	486	504
	要 再 検 査	17	10	3	8	6
	要 精 密	17	18	22	24	26
	その他(追跡中止等)	5	5	4	3	1
	要 精 密 %	3.4	3.4	4.5	4.6	4.8

③聴覚検診

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
受 診 者 数		500	526	494	521	537
判定結果	異 常 な し	474	504	486	514	530
	要 再 検 査	17	9	3	3	4
	要 精 密		3	2	4	3
	その他(追跡中止等)	9	4	3		
	要 精 密 %			0.4	0.8	0.6

④精密健康診査(一般)

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
受診票発行数(枚)		27	32	36	38	40
結 果 把 握 数		29	33	30	37	38
受 診 率 %		107.4	103.1	83.3	97.4	95.0
指示内訳	要 治 療	13	11	8	5	5
	通院にて経過観察	8	18	16	10	12
	家庭にて経過観察	8	4	2		5
	異常なし(正常範囲)			4	14	9
	そ の 他 ・ 不 明				8	

※当年度中に何らかの方法で結果を把握した受診票について集計。

当年度中の受診票発行分とは一致しない。(視力検診及び聴力検診を含む)

⑤視力検診精密健康診査

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
受診票発行数(枚)		15	19	25	24	25
結 果 把 握 数		15	19	20	24	24
受 診 率 %		100	100	80.0	100	96.0
結果内訳	異 常 な し	0	0	2	7	6
	有 所 見 者 実 数	15	19	18	17	18

⑥聴覚検診精密健康診査

(単位:人)

年 度	11	12	13	14	15
受診票発行数(枚)	1	3	3	3	3
結 果 把 握 数	1	3	2	3	2
受 診 率 %	100	100	66.7	100	66.7
結果 内訳	異 常 な し			1	
	有 所 見 者 実 数	1	3	2	1

⑦歯科健診

(単位:人)

年 度		11	12	13	14	15
対 象 者		583	579	562	610	588
受 診 者		498	527	492	518	538
受 診 率 (%)		85.4	91	87.5	84.9	91.5
虫 歯 な し		383	412	376	401	435
虫 歯 有 り		115	115	116	117	103
	A 型	77	77	87	81	68
	B 型	28	29	19	31	31
	C1 型		2	1		
	C2 型	10	7	9	5	4
不正咬合ある者		55	65	70	75	61
軟組織異常のある者		4	9	10	7	8
その他の異常のある者		35	29	36	29	52
現 在 歯 数 (本)		9,871	10,370	9686	10,242	10,666
虫 歯 の 総 数 (本)		504	407	426	434	342
	処置歯数 (本)	29	36	55	64	49
	未処置歯数(本)	475	371	371	370	293
問 診 結 果	甘味食品をほぼ毎日 食べる習慣有	204	332	306	253	199
	甘味食品をほぼ毎日 飲む習慣有	180	230	186	188	183

※問診結果は、受診者のうち、むし歯の危険因子の高い者の数値を示す。

(10)くじらグループ[3歳児心理経過観察(グループ指導)]

根 拠	母子保健法、狛江市3歳児健康診査実施要綱
目 的	①目的をもった遊び(自由遊び・集団遊び)を通して子供同士のかかわりを学んだり、刺激を与え合ったりしながら、子どもの発達を促す。 ②母親同士で子育ての悩みを共有したり、遊びを通じてじっくりかかわる時間を作る。
対 象	3歳児健康診査を終了し、グループ指導が必要と判断された母子
実施時期	毎月1回 木曜日
実施場所	狛江市保健センター

(単位:人)

年 度	11	12	13	14	15
実施回数(回)	11	11	11	11	11
参加実人員	15	12	11	9	5
参加延人員	74	53	68	37	20

(11)育児相談

根 拠	母子保健法
目 的	保育者の育児不安の解消や育児支援を目的として、保健師、 看護師、栄養士、歯科衛生士等が相談に応じ、必要な指導 や助言を行う。
対 象	乳幼児を持つ保育者
実施時期	毎月1回 水曜日
実施場所	狛江市保健センター、子ども家庭支援センター(年2回)

(単位:人)

年 度	実施回数 (回)	相談実人員	相談種別(再掲)			延人員
			保健	栄養	歯科	
14	11	212	211	79	52	342
15	11	383	383	139	84	606

(12)ことばの相談

目 的 発音に問題のある乳幼児に対し、適切な時期に専門家(言語聴覚士)が相談、訓練を行うことにより問題が改善され、健やかな日常生活が送れるよう援助するすると共に、保護者の不安を解消する。

対 象 おおむね4～5歳(就学前まで)の発音に問題のある幼児とその保護者

実施場所 粕江市保健センター

周知方法 市広報・ポスター等

(単位:人)

年度	実施回数(回)	相談実人員	相談種別(再掲)					延人員
			発音	吃音	ことばの遅れ	行動面	その他	
15	24	27	21	9	27	1	7	65

4<その他事業>

(1)休日診療事業

内 容 市民の健康を守るため休日等にも安心して医療が受けられるように、狛江市医師会・狛江市歯科医師会・狛江市薬剤師会の協力により、狛江市あいとびあセンター内に休日応急診療所・休日歯科応急診療所・休日診療薬局を設置して、日曜・祝日・年末・年始に休日診療を実施している。

診療時間は、午前9時から午後5時まで。

①休日応急診療所

(単位:人)

実 施 月		4～6	7～9	10～12	1～3	合 計
患 者 数		290	304	517	557	1,668
内 訳	小児科	164	152	212	230	758
	内 科	111	124	278	315	828
	外 科	8	11	12	4	35
	そ の 他	7	17	15	8	47
休日日数(日)		16	16	20	19	71
平均患者数		18.1	19.0	25.9	29.3	23.5

②休日応急歯科診療所

(単位:人)

実 施 月		4～6	7～9	10～12	1～3	合 計
患 者 数		40	45	77	86	248
休日日数(日)		16	16	20	19	71
平均患者数		2.5	2.8	3.9	4.5	3.5

③休日診療薬局

(単位:人)

実 施 月		4～6	7～9	10～12	1～3	合 計
患 者 数		289	298	515	576	1,678
休日日数(日)		16	16	20	19	71
平均患者数		18.1	18.6	25.8	30.3	23.6

(2) 飼い猫不妊・去勢手術費助成

根拠	粕江市飼い猫不妊・去勢手術費用助成事業実施要綱		
目的	野良猫の増加を防止し、地域社会に対する危害及び迷惑の防止を図り、市民の動物愛護の意識高揚と公衆衛生の向上を図る。		
対象	市内で猫を飼っている市民で、粕江市内の動物病院等で飼い猫の不妊・去勢手術を受けた者		
内容	不妊手術	1件につき 6,000円	
	去勢手術	1件につき 3,000円	
申請窓口	健康課窓口		

(単位:頭)

年 度	種 別		合 計
	不 妊	去 勢	
11	91	64	155
12	69	27	96
13	76	30	106
14	75	40	115
15	78	34	112

※平成11年度まで 1世帯年間2頭
平成12年度から 1世帯年間1頭

(3)狂犬病予防注射

根 拠	狂犬病予防法
目 的	狂犬病の発生とそのまん延を防止することによって、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
対 象	市内で飼われている登録犬
実施場所	集合注射会場、動物病院
実施時期	通年(集合注射は4月)
周知方法	市広報、個別通知

(単位:頭)

年 度	対象頭数	接種頭数	接種率 (%)	接種内訳	
				集合	個別
12	1,986	1,597	80.4	704	893
13	2,089	1,729	82.8	745	984
14	2,215	1,854	83.7	747	1,107
15	2,358	1,950	82.7	669	1,281

(4) 狛江市まなび講座

- 根 拠 狛江市まなび講座実施要綱
- 目 的 市民等が主催する学習会に市の職員が講師として出向き市政の説明や専門的な知識を生かした話などを行う。
- 対 象 市内に在住、在勤、在学している10人以上で構成されている団体
- 内 容 健康に関する講座
- 申請窓口 社会教育課
- 実施方法 申し込み団体と打ち合わせの上、内容などを調整し会場にて講座を実施する。

No.	実施日	講座名	講師	対 象 者	参 加 人 数	会 場
1	5月22日	出張健康相談	保健師	西河原カレッジ卒業生	6	西河原公民館
2	3月22日	ねたきり予防のあれこれ	保健師	あじさいの会	33	南部地域センター

(5)健康課職員派遣依頼

目 的 市民等が活動している活動の場や他団体等からの依頼により、職員が出向き、健康教育、健康相談等の専門的な知識を生かした話などを行う。

対 象 市内に活動している団体等

内 容 健康に関するもの

実施方法 健康課に直接申し込みをする。

①健康教育

(単位:人)

No.	実施日	テーマ	講師	対 象	参 加 人 数	会 場
1	10月29日	生活習慣病予防のための料理・実習	管理栄養士	中和泉五丁目町会	23	西河原公民館
2	12月4日	生活習慣病予防のための料理・実習	管理栄養士	やよい会(ダイエット教室卒業グループ)	13	粕江市保健センター
3	2月12日	生活習慣病予防のための料理・実習	管理栄養士	やよい会(ダイエット教室卒業グループ)	17	〃
4	3月 9日	生活習慣病予防のための料理	管理栄養士	やよい会(ダイエット教室卒業グループ)	14	〃
5	3月25日	高齢者向けの食事	管理栄養士	社会福祉協議会有料家事援助サービス協力会員	17	〃

②健康相談

針・マッサージ無料サービス時(9月実施)において、健康相談を実施 相談者数 30人

定期接種

対 象 疾 病 (ワ ク チ ン)		接 種						備 考	
		対 象 年 齢	標準的な接種年齢*1	回 数	間 隔	接種量	方 法		
DPT ジフテリア 百日せき 破傷風	*2 沈降精製 DPT ワクチン	1期初回	生後3～90月未満	生後3～12月	3回	3～8週	各0.5ml	皮下*3	第1期で接種間隔があいた場合は、やり直しはせず規定の回数を接種する
		1期追加	生後3～90月未満 (1期初回接種(3回) 終了後、6カ月以上の 間隔をおく)	1期初回接種(3回) 後12～18月	1回		0.5ml		
		2期	11・12歳(DTキソイド)	小学校6年(12歳)	1回		0.1ml		
	DT キソイド	1期初回	生後3～90月未満	生後3～12月	2回(沈降) 3回(液状)	4～6週 (沈降) 3～8週 (液状)	各0.5ml	皮下	DTキソイドは百日せきに罹患したことが明確な者及びジフテリア、破傷風の第2期に使用する
		1期追加	(1期初回接種終了後、 6カ月以上の間隔をおく)	1期初回接種後 12～18月	1回		0.5ml		
		2期	11・12歳	小学校6年(12歳)	1回		0.1ml		
ポリオ		生後3～90月未満	生後3～18月	2回	6週以上	各0.05ml	経口	下痢がある場合は延期する 服用直後に吐き出した場合は 再服用させる	
麻疹		生後12～90月未満	生後12～24月	1回		0.5ml	皮下	麻疹の予防接種は、標準的な接種年齢のうち、できるだけ早期に行う 流行時には生後12カ月未満の者に対しても任意接種として行うことができる。この場合 定期接種を標準的な接種年齢の間に行う*4 ガンマグロブリン注射を受けたものは3カ月(大量療法*5の場合6カ月)後に行う	
風しん		生後12～90月未満 14歳以上*6	生後12～36月 14歳以上*6	1回*7		0.5ml 0.5ml	皮下 皮下	幼児について行う風しんの 予防接種は、麻疹接種の後 に行うことを原則とする 小中学生については以前に 風しんの予防接種を受けたこと がある場合は接種を行わない	
日本脳炎		1期初回	生後6～90月未満	3歳	2回	1～4週	0.5ml	皮下	
		1期追加	生後6～90月未満 (1期初回終了後概ね1年おく)	4歳	1回		(3歳以上)		
		2期	9～13歳未満	小学校4年(9歳)	1回		0.25ml		
		3期	14・15歳	中学校2年(14歳)	1回		(3歳未満)		

*1 標準的な接種年齢とは、「予防接種実施要領」(厚生省保健医療局長通知)の規定による。

*2 ジフテリア、百日せき、破傷風の予防接種第1期は、原則として、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用する。

*3 DPT混合ワクチンの接種部位は上腕伸側で、かつ同一接種部位に反復して接種することはできるだけ避け、左右の腕を交互で接種する(ワクチンはアルミニウム塩に吸着されているので注射局所のアルミニウム塩の吸収が遅く、硬結が1～2月も残存することがある。)

*4 生後12カ月未満の者が任意接種を受けた場合、母親からの移行免疫の影響で予防接種による免疫が付与されない可能性を考えて定期接種を行う。

*5 ガンマグロブリンの大量療法とは、川崎病の治療等に使う200mg/kg以上をさす。

*6 14歳以上について行う風しんの予防接種は、平成13年11月7日から平成15年9月30日までの間、昭和54年4月2日～昭和62年10月1日までの間に生まれた14歳以上の者であり、風しんの予防接種を未接種の者について行う。

*7 風しんの予防接種は生涯を通じて1回行う。

平成15年度 泊江市保健事業実績概要 平成16年8月発行

登録番号
(刊行物番号)
H16-9

編集・発行 泊江市健康福祉部健康課
泊江市元和田泉二丁目35番1号
(あいとびあセンター内)
電話 03(3488)1181
印刷 庁内印刷
頒布価格 120円

R100
古紙配合率100%
白色度70%再生紙を使用しています